

事務連絡
令和2年11月11日

各
都道府県
政令指定都市
児童相談所設置市

障害児支援主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）に係る
みなし規定の延長について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）の今後の対応に関しては、平成22年の児童福祉法改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされました。一方、現に入所している18歳以上の者が退所させられることがないよう、平成30年3月末までの間みなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとしました。その後、特に都市部において、強度行動障害者等の支援の提供の場が不足している状況等があることから、みなし規定の期限を3年間延長し、令和3年3月31日までとしてきた経緯があります。

みなし規定の期限が迫る中、今後の対応について、令和2年10月19日に開催された社会保障審議会障害者部会において審議を行い（資料は別添のとおり）、下記のとおりとすることとしたので、各都道府県においては、内容についてご了知いただくとともに、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

1. 現在入所中の18歳以上の入所者（いわゆる「過齡児」）の対応について

18歳以上の入所者の移行については、引き続き、令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続して頂くこととなりますが、それでもなお、同日までの移行が困難な者がいるこ

とが想定されます。

そのため、現在入所している方達の移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、**現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、新たな移行調整の枠組み等の議論に要する期間を考慮し、みなし規定の期限をいったん令和3年度末まで延長することとします。**また、所要の省令等の改正については、令和2年度末までに実施することとしています。

2. 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」の開催について

障害児入所施設では、移行が困難な者の受け入れ先の調整や、今後とも毎年18歳に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現在入所中の施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者等との連携による移行調整の枠組みが必要と考えます。また、移行が困難な者は、強度行動障害など受け皿が十分でない専門的ケアを必要とする者も多いこと、当該者の希望・状況によっては現在入所中の施設に隣接した地域での受け入れが望ましいこと等から新たにグループホーム等の移行先の整備が必要となるケースもあると考えます。こうした点も含め、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を丁寧に整理し、円滑な移行を進めていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省において、関係団体や自治体関係者、外部有識者を構成員とした「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、**新たな移行調整の枠組み等を議論することとしました。**12月を目処に第1回会議を開催する予定です。

3. 移行に関するフォローアップ調査について

「福祉型障害児入所施設の移行状況調べ」について（令和2年3月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）にご回答いただいたところですが、今後12月頃を目途に、現在の移行状況についてフォローアップ調査を行いたいと考えています。その際は、医療型障害児入所施設についても、18歳以上の入所者の状況や、移行調整の状況をお尋ねする予定です。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、ご協力をお願い致します。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp